改定	現行	備考
水道用機械・電気設備	水道用機械・電気設備	
保守業務委託	保守業務委託	
標準仕様書	標準仕様書	
令和2年4月	令和2年4月	
(令和3年4月一部改定)	(令和3年4月一部改定)	
(令和4年4月一部改定)		
→ 東京都水道局	◆ 東京都水道局	
	·	

	改定	現行	備考
	提出書類一覧	提出書類一覧	
:託者が作成する書類		受託者が作成する書類	
様式 書 類 名 正	成部数 電子提出可能な書類 提出時期 (土曜日、日曜日及び祝日等を除く。) マの締結後10日以内	様式 No 書類 名 作成部数 正 提出時期 (土曜日、日曜日及び祝日等を除く。) 1 業務計画書 1 1 契約締結後10日以内	記載例集と整合
1 業務計画書 1 6 業務報告書 1	1 契約締結後10日以内 1 回保守点検終了後5日以内	6 業務報告書 1 1 毎回保守点検終了後5日以内	
7 業務完了届 1	1 完了後直ちに、ただし完了日まで	7 業務完了届 1 1 完了後直ちに、ただし完了日まで	
9 請求書 1	2 検査合格後 現場作業開始の前日まで(必要の都	9 請求書 1 2 検査合格後	
10 業務従事者健康診断書 1	度)	10 業務従事者健康診断書 1 1 現場作業開始の前日まで(必要の都度)	
11 打合せ議事録 1	1 <u> 打合せ日の翌日まで</u>	11 打合せ議事録 1 1 打合せ日の翌日まで	
12 承諾書 1	1 目以内	12 承諾書 1 1 業務委託契約変更協議書受領後5日以内	
業務の一部再委託(委任) 有諾申請書	2 再委託(委任)契約前まで	16 業務の一部再委託 (委任) 承 1 2 再委託 (委任) 契約前まで	
17 業務の一部再委託 (委任) 1	1 再委託(委任)契約後速やかに	17 業務の一部再委託 (委任) 届 1 1 再委託 (委任) 契約後速やかに	
福局からの書類による受書 様式	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	当局からの書類による受書 様式 No 書 類 名 備 考 15 指示事項通知書(受領) 指示事項通知書受領後1日以内 (注) 様式内に必要事項を記入し、業務委託担当者に提出する。 (注) 様式15については、原則として電子メールにより提出する。	
らおおりますがある。 られば、おおいますが、おおいますが、また。 られば、おおいますが、おおいますが、また。 られば、おおいますが、また。 られば、おおいますが、また。 とれば、おおいますが、また。 とれば、おおいますが、また。 とれば、おおいますが、また。 とれば、おおいますが、また。 とれば、おおいますが、また。 とれば、おおいますが、また。 とれば、これが、また。 これば、これが、また。 これが、また。 こ		当局から受託者に通知する書類(参考)	
様式 No 書 類 名	備考	様式	
13 業務委託担当者通知書		13 業務委託担当者通知書	
14 業務委託契約変更協議書	業務委託契約書第4条第2項の規定に基づき、協議を行う場合に受託者に通知する。	14 業務委託契約変更協議書 業務委託契約書第4条第 2 項の規定に基づき、協議を行う場合に受託者に通知する。	
15 指示事項通知書	電子メールこよるやり取りを原則とする。	15 指示事項通知書 電子メールこよるやり取りを原則とする。	

改定	現行	備考
提出書類記載上の注意事項	提出書類記載上の注意事項	
(1) 提出書類の提出先名は、委託者名を記載する。 (2) 提出者名を記載する提出書類には、受託者の所在地、会社名及び代表者名を記載する。 (3) 各様式のうち、(印)には、届出印を押印する。 また、1 印」には、当局公印を押印する。 (4) 提出書類(届出印を押印して提出する書類のみ)が2枚以上にわたる場合は、それらをとじた後、次のいずれかの方法でとじ目又は継ぎ目に届出印を押印する。 ア 袋とじした場合は、とじ目に届出印を押印する。 イ 袋とじしない場合は、全てのページの継ぎ目に届出印を押印する。 (5) 紙で提出した書類の記載を訂正するときは、誤記の部分を二本の線で消し、その右側又は上側に正しい記載をするとともに、提出者印(届出印又は業務責任者印)を押印する。あるいは、上記による訂正後、欄外に訂正の表示(何字抹消、何字挿入)を明記し、提出者印(届出印又は業務責任者印)を押印する。 (6) 件名、契約番号、契約年月日、契約期間等契約書にあるものは、契約書の表記と同一とする。 (7) 押印不要の書類に押印がある場合でも差支えないものとする。 (8) 電子メールで提出した書類は、原則として紙の提出は不要とする。また、電子で書類の受け渡しを行う場合、事前に業務委託担当者の承諾を得るとともに、受領確認記録を残しておくこと。 なお、業務委託担当者も電子で提出した際は、記録を残しておくこと。	た後、次のいずれかの方法でとじ目又は継ぎ目に届出印を押印する。 ア 袋とじした場合は、とじ目に届出印を押印する。 イ 袋とじしない場合は、全てのページの継ぎ目に届出印を押印する。	記載例集と整合
(9)署名又は押印を不要とした書類についても、「書面」として取扱うものとする。 (以降、現行のとおり)	(9)署名又は押印を不要とした書類についても、「書面」として取扱うものとする。 (略)	